

「シーニックバイウェイ北海道と民間企業等との 効果的連携活動に関する提案募集」実施要領

1. 趣旨

「シーニックバイウェイ北海道推進の基本方針」3.（3）イ）に基づき、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道の実現を目的とし、民間団体・企業等と、双方の資源を有効活用するための効果的連携活動として、連携に関する包括協定を締結し、シーニックバイウェイ北海道の持続的推進を図る。

2. 連携・協力事項

競争力のある美しく個性的な北海道の実現に関する取組として、以下の事項について連携・協力を行う。

- （1）シーニックバイウェイ北海道による地域活性化に関する取組
- （2）シーニックバイウェイ北海道の広報及び啓発に関わる取組
- （3）シーニックバイウェイ北海道の人材育成やネットワーク形成に関わる取組
- （4）その他、シーニックバイウェイ北海道の推進に関わる取組

3. 民間団体・企業等からの提案募集

（1）募集条件

ルート運営代表者会議又は指定された支援組織から推薦された団体で、且つこれまでに指定された支援組織又は各ルートの活動団体との

包括協定若しくは、事業連携等の実績を有する団体とし、次の各号のいずれかの事項に該当しない団体。

- ① 特定の政治的信条に基づく活動を行う団体
- ② 特定の宗教的信条に基づく活動を行う団体
- ③ 暴力団その他の反社会的活動団体
- ④ その他包括協定の対象とすることが適当ではないと認められる団体

(2) 募集方法

様式1「シーニックバイウェイ北海道と民間企業等との効果的連携活動に関する提案シート」、様式2「ルート運営代表者会議または指定された支援組織からの推薦状及び事業連携等の実績」及び関係書類に必要事項を記載の上、下記シーニックバイウェイ北海道推進協議会（以下：推進協議会）事務局宛てに郵送等で提出。

<提出先>

シーニックバイウェイ北海道推進協議会事務局

(北海道開発局 開発監理部・開発連携推進課又は建設部・道路計画課「シーニックバイウェイ北海道」担当)

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

TEL: 011-709-2311 (代表)

内線: 開発連携推進課 5417、道路計画課 5845

(3) 募集期間

提案の募集及び受付期間は通年とする。

4. 包括協定締結までの流れ

- ①民間団体・企業等：提案シート及び関係書類を推進協議会事務局に提出
↓
- ②推進協議会事務局：受理した提案シート及び関係書類について、募集条件、提案内容等を精査
↓
- ③推進協議会事務局：シーニックバイウェイ北海道の推進に関する事項を調査審議する目的で組織されている、ルート審査委員会（シーニックバイウェイ北海道実施要綱：第11条）より、提案団体及び提案内容等についての意見を徴収
↓
- ④推進協議会事務局：②及び③において、不備若しくは疑義等があった場合は、その内容を応募団体に書面をもって通知（再提出の意思がある場合は、①に戻る）
↓
- ⑤推進協議会事務局：②及び③において、不備若しくは疑義等が無かった場合は、推進協議会に諮る
↓
- ⑥ 推進協議会：包括協定締結の是非について審議
↓
- ⑦ 推進協議会事務局：推進協議会の審議により、包括協定締結することが妥当と判断された場合は、応募団体と協議の上、速やかに協定書を作成し調印を行う



- ⑧ 推進協議会事務局：推進協議会の審議により、包括協定締結することが妥当と判断されなかった場合は、その理由を書面にて応募団体に通知（再提出の意思がある場合は、①に戻る）

5. 包括協定の有効期間

包括協定の当初の有効期間は、双方協議の上定める。尚、包括協定及び包括協定を基にした取組の成果を確認し、有効と判断された場合は、双方の合意をもって、その期間を更新（延長）できる。

6. 包括協定内容の変更について

包括協定締結後、有効期間内に応募団体、推進協議会のどちらか若しくは双方に、協定内容に変更が生じた場合又は協定内容を変更したい場合、速やかに協議し、双方の合意の上、協定の内容を変更することができる。

7. 包括協定の取り消し

包括協定締結後、応募団体、推進協議会のどちらかが、次の各号のいずれかの事項に該当又はその疑い若しくはその恐れがあると判断した場合は、協定の有効期間内であっても、協定を取り消すことができる。

- ① 応募書類等に虚偽の記載をした場合
- ② 協定内容に反する行為をした場合
- ③ 法令違反等の社会的信用を失う行為をした場合

④ その他、協定を解消することが適当と判断される場合

8. 公表・広報

シーニックバイウェイ北海道と民間企業等との効果的連携活動に関する包括協定の締結及び包括協定を基に実施される取組について、応募団体及び推進協議会の双方は、その内容をホームページ等で公表するなど、広くその周知に努める。

平成24年10月31日策定